

1557

六



明長樂縣

特46
642



得

得

Alexis San do lu

亞歷山大
第二世



清水堂長榮

明治十一年
壬寅
殿井隆興
壽日題



Abdullah Hamitudo

モリスツアア
世二第



若林長榮

魯士戰記序

世界機也機之活動豈有窮哉試注目於古今天地各國之興廢與萬物之死生變化固無極循環亦何限莫一非機之活動世界誠機也哉頃有魯斯亞土耳其格之事蓋機之動於東歐地方者非耶余請以化學法取譬焉今夫水素之將併酸素成水也必須點火之媒始然後舍密之變化起矣若欲破其包合力發之游離機則而不得不據電氣之分拆力魯之於土亦然矣其將併之爲一土宇

也假名於宗教羈縛之媒始以起砲烟喊聲之變
化耳然而尙未能完其包合成一塊者獨害於英
佛之分拆力也嗚呼斯亦一大化學機乎哉余故
曰世界機也神港外國新聞史氏富山君有魯士
戰爭記之著因是爲序

明治十年十一月神戸港流寓生西京百々復
太郎識干諏訪山畔之願山眇水樓

小引

一 此書は癸日露土兩國の間に鏖鬪たりし妖雲の遂み目今
の雨丸と化し兩國の人民を傷害するのみならず世界の
安寧を亂るゝ至りし其根原より全局の勝敗と決するに
及ぶまで冊を重ね逐次其實況と寫出す而して記す所を
齋だゝ兩國の事のみならず當時各國の形勢をも載るゝ
至れり

一 夫れ苟も史と脩むる求學識の三を欠く者ハ不可ありと
然るに余一も爲す無ふして視然事此に從ふ素より博
識者成士人の唾を招くや敢て言を俟ず然れとも方今露

二

土交兵の成敗影響の關する所廣大にして遠く我國及び
 ふ所抄きしとせず今や江湖の論者喋々痛言するも全く
 吏冊にあらざれば宜ましく其實況を憊するに足る者ありし
 是を以て淺學驚材を顧みず當時外國諸新聞誌に報道す
 る所の誦説と網羅譯採まて此れに參し彼れも照し務め
 て繁を去り要を摘み順序を規まて以て其梗概を畧叙し戰
 況の一斑を窺ふの便を供せんとす乞ふ諸彦文の拙陋な
 る意の盡さざるを難する勿れ

編者識



東備 富山榮人 著

八百七十六年 明治九年 五月三十日 土耳其帝アブデニル、アサズ、

カンは俄に位を退けられ其兄メザットの長子ムラット、エ
 ット、ユッヘン立てムラット五世と稱えたり此時廢帝ハ
 年四十有七にして皇子あれども回教の教示たるや兄子の
 牙伯叔父の後を襲を系統の正法とあすが故に皇子帝位と

二 襲かず其從兄位を襲ふも其踐祚は先帝を廢し
たるより起り殊に現今土耳其の附庸國なる比日哥維納の
州民の回教政府に羈絆を祛脱せんとして叛旗を翻へし未
だ鎮定あらず之れが爲に露細亞、塞地土利、日耳曼、佛朗西
伊多利の五大國は普京柏林に會て土耳其の内亂を和し其
内國の政治を改良するに議案を作り之を土政府へ送らん
とするの折柄なれど蓋し尋常の禪受にあらずるべし而
て廢帝と其眷族と共に別殿に遷され新帝と即日直に皇
宮に入り翌日即位れ式を執行し六月一日より新帝左の敕
詔を太政大臣より下せり

内政の治安と旨とし上下一致同心を期す外交は現下存
在する交誼を保続すべし

先帝の詔與せま一切の特例及び免許は之を變更すると
得ず

國民一般の自由を保護すべし嚴に大藏の出納と檢覈し
十分の信用を固くすべし

司法文部及び一切の職制を改革し國運を進歩せしむべ
し

三 帝室の歳費を六万(ペウルセン)凡そ我が百減額す且つ帝
室の私有を屬せし礪山及び製造所等を悉皆大藏に附屬

四 せしめ國用を備すべし

一切の施政は精密に詮議を経たる國內に要務と現下自由の世態とに據て基礎と立つべし

斯くて此の詔書の結末にと天佑を享け人望に應じて即位し又各省の卿輔之故の如くたるべしとれ敕語を載せたり而て新帝之彼の叛州と二ヶ月の休戦と約し廢帝を待り猶を父を視るが如く其禮を失えず警兵を以て守護を不慮の變を防きたり然れとも是より日ありて廢帝之剪刀を以て自裁せり抑も新帝の當年三十六歳にして曾て歐羅巴諸國を遊歴し各國の風俗と觀察し時勢を通曉せるを以て内外

巴札ハ副王
ノ義士國各
地ヲ分轄ス
ル侯伯ナリ
巴札ノ名以
下同シ

五

の人民後來に望ありとする者渺らさりしうは其位より即くや國民歡呼燈と張り連ね三日間の休業を命じ在港の英佛伊希日の艦船旗章を飾り祝砲を放ち烽火を揚げ慶賀至るさる所ありりき然るに露臺と旗章とも掲げず就中露國は新帝北地諸國の意見に服従せざるに於ては土國皇帝よりラッド五世として敬禮するを肯んせざるよしを主張せたりき蓋し此の廢立の大變事は當時に聲名高かりしミダート、パツシヤの造意に出たるな者れば政府は大臣は一變しミダートと大政大臣たるへきとの説を唱ふる者頗る多く其人望を得たる推して知るへきなり抑もミダートは新土

六 耳其黨は首擧にして土京の學士書生と咸な其風も靡き政治の失と擧げ國勢は危急を痛論せり而て此の新土耳其黨と稱すると土國は於て開化黨の名ある一強黨なれば此黨派を以て其志を得ば曩きに此の黨派より建議せし如く獨裁政体を變じ立憲政体となすは階梯を開き方正清望の士と擧げ國帝の歳費を限制し大瀾の検査と嚴密な學政を改正し民權を均一とし遂に夫の惡習なる蓄妾宮と廢し土國は面目を一洗し兵力を以て比日哥維納を征服し國運を挽回するの舉猶ほ庶幾すべし且つ此の黨派の露國を忌嫌する特に深ければ伯林會議案の成果は如何なふんとて世

八大ひも是も注目する所となりたりき

此時も當てや孟的內哥羅撒爾比亞は二國之土國の附庸たりと雖ども比日哥維納の叛旗を建るも際し中立は約を結びたりしかを陰に露國も恃む所ありて叛人に與し中立を破ふんとするの形勢あり是れ蓋し露國の政畧に此の二國を回護し以て土國の威を充分に逞ふするを得ざらざるに在り露人ウエルセルツキと始終叛州の周旋家となり土國使臣の與り聞くを得ざりて伯林の會議にも列席する事を得たり又露國將官ナエルナヨフは當時非役ありしが同年五月頃より撒爾比亞に遊ひ其政府の請も應し陸軍總督

八 となり頻りに練兵を事とせり又此時露國陸軍士官廿七名は端西より撒爾比亞に入りて兵務に關與せり實に今回の一大變事之土耳其の國運を改進するの盛舉なるが故に露國は已れか政界に害あるとなれば安さ心はあかりけり茲に英吉利と露細亞と異り現に土耳其帝廢立の報を得るや兩院あてと今土耳其其他の助を據らす自國人民の獨意を以て大改革となせたり是れ近世の一美事にして土耳其の國運之漸次に挽回すべし然らば彼れ伯林會議の案件は無用な長物と歸せざるなりと演べたりと云是を以て英國一般將來の情況を見るに足る抑も英國と露國と斯く情況の

相反する所以と一朝に故ある先ず露國は土國を壓服し英國は威力を亞細亞に逞ふするを得ざらしめんとし英國は土國をして露國の掌握する所とならば自國の損害甚しきか故に土國を扶助し露國の勢力を張るを得ざらしめんとす是れ互に相望む所にして勢は然らざる所あり

第二回

却説も撒爾比亞、孟的內哥羅、羅馬尼亞の三州が土國に羈絆を脱ぎ各自獨立の國たらん事を欲するの志念を生發せしと近時の事にあらず先年比日哥維納の叛旗を建るに方り此の三州の人民と其同宗徒且つ同種な人民にしてあれば

比日哥維納人が土國の抑壓おさと罹り慘酷さんこくの處置を被かむると見て憤懣ふんまんを堪へず兵器を把て其地に來會し之を援けんとするの勢ひありし然れとも州主の鎮撫と歐洲諸大國の警誨けいゑにより遠はるかお暴發すべき景况見へさりしも土國政府の治道漸々衰廢し隨て兵力鈍り彼の叛人をも速に征服する能よらざるを見て背叛へんぱんの機此時ありと思ひけん撒爾比亞、孟的內哥羅兩州の人心愈々固結沸騰しければ州主の力能く之れを制止せいしし難く公然兵を擧ぐるに至れり是より先き撒爾比亞政府は全國人民を皆く兵となすの命を發し大に百官有司の俸給と減少し復た令して國民の貧富に應し公債

此名を以て臨時軍費金を賦課し凡八万の兵士をして出陳の用意をなさしめ又凡四万の兵士を護國後備軍として各處に配置せり此の形況を見て彼の哥里米の戰後巴里府にて盟約したる六大國と撒爾比亞政府に諭し輕舉に出さずしむるなきを要し土國政府も亦た何故か卒然兵士を募り軍器を整ふるかと責問せり然るに撒爾比亞は既に斯軍備をなしたりと雖ども其大老リスナツクと云へる老成有識は政談家ありて未だ遽に一六の勝負をなすを欲せされば先づ孟的內哥羅の政府と謀を通ず各々使節を土京君士坦丁堡に派遣し要求する所を遂て後ち兵を撤せん事を請は

んとて土京に駐在の修交使をして事を土國政府に告げ
めしよ土國外務卿ラント、パツシヤ其事の益なきを答へた
り是に於て事遂に成らず干戈を弄するに至りしなり蓋し
其要求する所を畧言すれと撒爾比亞と波士尼亞州を土國
より割授し撒爾比亞の版圖に合せ年々貢租若干を土國政
府に納れ以て土國の管轄と離れせめんとし孟的內哥羅は
比日哥維納並に亞得亞海濱に在る土領シユクタリを割授
せんことを欲せしかり又茲に孟的內哥羅州の州主ニキタ侯
と中立を唱へ恩を土國に示せ戰はずして其要求する所を
遂げんどの目論見ありまかど人氣焰々制止すへかふされ

は全國に令し十七歳より六十歳に至るまでの男子と皆く
兵籍に編入し撒爾比亞州と生死を俱にせん事を約せたり
而て比日哥維納叛人の巨魁等と連署して孟的內哥羅主と
其君主となさんことを懇願せり其中未だ兵馬を動かすに至
らざりしと羅馬尼亞のみなりし此時に方り土京君士坦丁
堡に於てと陸軍卿フーセン、アフニパツシヤ及び外務卿ラ
ント、パツシヤ等の刺殺に遇ひ全都騒然政府は混亂言ふべ
からずと雖ども彼れ二州の叛意あると明かに知る所かれ
ば開戦に先たつと數月既に白頭の老將あるアブツリキリ
ムを土軍に都督と任し守兵を境上に出せ非常に備へ守將

よ令之我より事を發する勿ら之めたり是れより先き奧國の外務卿土國の内政を關之たる意見書を作りたるより伯林の會議とはなりたれとも英國政府の不同意あるより仲裁の説と未だ行れず六月廿九日に至り唯土京駐在の六大國公使より各本國政府に旨を以て土國より撒爾比亞に對し先づ手を下すと勿れと告げ各艦隊を土耳其近海へ集めたり是れ六大國より仲裁を爲さんとするの原由なり扱ても撒爾比亞の兵愈土耳其の境内に攻入りしを實と西曆千八百七十六年明治九年七月二日よて其翌日孟的內哥羅の兵も亦比日哥維納の地方に押入り土兵と戰端を開けり斯

くて兩州の兵土境に攻入り之時之恰も明治十年三月鹿兒島鹿兒島の賊徒熊本縣下に亂入之高瀬山鹿に進行せし時の如く其鋒先き極めて鋭く兵氣最も強盛ありし是に於て六大國政府之二國の兵焰熾るを見て治安を勸めけるも敢て顧みざるの勢なりき此の時に當り羅馬尼亞人は撒爾比亞孟的內哥羅の如く過激にあらす中立を守り未だ叛賊に與せず肅然として國內の兵備を整へ土國政府の多年に乘し書を以て土國政府に請求する所ありたり其請求の要畧左の如し

第一 土政府の羅馬尼亞に附するに州名を以て之分て

摩拉達維、襍拉幾の二となし羅馬尼亞と稱するを許さし
れども今より舊名に復し羅馬尼亞國と稱する事

第二 自今土京より羅馬尼亞の修交使を置く事

第三 此の修交使は土國に居住する羅馬尼亞の人民を
管理するに自國に法律より據る事

第四 多腦河中諸嶋の境界を正畫する事

第五 對等の權を以て通商郵便電信并み罪人捕遞の條
約を互換する事

第六 土國に官吏より羅馬尼亞より出す通行免狀を認可
する事

第七 多腦河口の境界を正し羅馬尼亞人民に漁獵を自
由と得さしむる事

以上七ヶ條の書と亦六大國政府へも送れり是れ前年普佛
の亂に際し露國と巴里の盟約に背き黒海に航軍艦をする
の禁を守る能とさるの書を盟約國へ投したりし事例に
照せしもの、如し

前に陳述せし如く初め撒爾比亞、孟的內哥羅の兵は攻撃の
客にて土國の兵に防戦の主なりしも土國の大將軍アブツ
ルキリムは七十の白頭翁と雖とも壯年の強勇も及ばざる
の剛者なるに亦大將チスマン、パツシヤは時に年三十六歳

の壯者にて曾て佛國に留學して兵學を研究し智勇を兼備したる人傑ありと雖も其策畧意の如くならずして終に主客其勢を異にし今に於ては叛州の兵は大に窘蹙を恰も彼の城山に窮する薩賊の如き情形を見はし危懼の心と生々疾く六大國の仲裁を得んとと渴望したり然れとも六大國と土國の内亂を因り歐洲の國勢直接に歐洲の國勢に著しき影響を與ふる程の憂あるよあらず且つ時機とも得ざれば自ら傍觀せるもの、如きは是に於て撒爾比亞政府は勢愈窘迫し密に講和の仲裁を六大國の政府に請ひければ六大國の政府は土京駐在の公使

に命じて其旨を土國政府へ通し續て各公使會同して先づ休兵を土國政府に勸諭せんと議するに方り露國は休兵を勸むるを先にし講和の題目を後にせんと言ひ英國と講和の題目と同時に畧定するよあらざれば休兵の説行れ難しと述べ露國と三ヶ月の休兵を勸めんと云ひ英國と六週間と以てせんと云ひ奧伊二國と英國も同意を論じて曰く休兵を勸め速に流血の慘毒を止むるは最も可とする所なり然るも講和の題目なく徒ら三ヶ月の休兵を勸むるも土國政府之れを承諾せざるときは先づ六週間休兵を勸むべし其間若し和議整とされば再ひ期を延すも妨げなうる

べしと日國と各公使が允當なる評議に任せんと此事を駐在の公使に命じ佛國と巴里府盟約の六大國のみと以て一會議を開かんと主張したり斯く各國意見と異にし其議合同せざるより數十日を曠過したりしも遂に露英二國の意を折衷し講和の題目を後よし六週間の休戦を勸むるに決したり而して土國政府は仲裁講和の説起るや今責進して叛民を盡殺する難きにあふざれども此の如く殺伐を事とするると各政府の許さざる而已ならず土國政府も於ても是と爲すべからざるを知る故に爰に一大捷を得て叛民を壓し而て後ち彼の六大國の勸めを聞き講和の條款も隨て

我も利あるべしと此目的に出たりけり

第三回

爰にまた土國皇帝ムラッド五世と其叔父アシズに代り即位せし時と世の聲望大なりしも其聲望と其人の精神と俱に衰へ遂に昏昧病と以て廢せられ其弟アフヂユルハミド東帝國の劔と戴佩せり是れ實に西曆千八百七十六年治明年八月三十一日の事ありき此の時方てや世人口と開けと必ず土耳其の景況を談し目と開けり必ず東帝國の新報を讀み又東邦論をなす者あれば耳を敲ちて之を聞き一人として土耳其の事情を知る事を欲せざる者なく撒爾比亞

との戦争は未だ結末に至らざる而して六大國の公使は彼の
 休兵の義如何ん速に其答へあるべきと日々土帝お迫れり
 斯る多事に際會せるも土國政府之前お論述したるか如く
 大勝利を獲て後ち諸大國の望む休兵の議を聽かんと意
 あれば此の時土國よりも亦己か要求する所の意見を書し
 て諸大國の公使に送り是れを聽かざれば諸大國の説を取
 らずと云う如きの形狀を示し故らに時日を延ぶる事と務
 めたり即ち土耳其の要求する所左の如し

第一 プリンス、ミラン と 土京 お來り 土國皇帝 お對し 隸臣
 と一様の敬禮をさすべし

第二 土國 と アレキシナツ、サイツチアル、并にロスニツ
 ア等國境に位せる府市を領有するの權ある事

第三 撒爾比亞 は五十万 シユカスト 凡百の償金を出す
 べき事

第四 撒爾比亞 は其兵を咸く解撒すべき事
露國 右の四ヶ條を見て斯る 撒爾比亞 と責罰するの要求と
 是かふすとして之れを聽かず唯 土國 をして六大國の意に
 服從せしめんとしたりしが此の一事之 土國政府 にとり
 てと大に榮譽に關する所あり爾を唯々諾々 露國 の令に従
 ふべきにあらざれば爰に復た説をなして曰く 撒爾比亞 の

四升

叛けるや比日哥維納、波士尼亞等は叛けると一例視えて論すべからず夫れ撒爾比亞が其獨立州たるの條約制法を憚からず護郷と名とし兵を募り叛旗を建つるの舉に至りて之不問に措く可きものにあらずと斯くて更ふ六ヶ條の要求と述へたり其畧に曰く

第一 ハルグランド其他撒爾比亞地方の城砦は土國に兵士を備ゆる事

第二 撒爾比亞の兵數を制限すべき事

第三 貢租を増加せ之れを納れせむべき事

第四 プリンス、ミランは土京に來り參朝すべき事

第六 一個の鐵道を建築すべき事

右之如く土國よりも主張しければ六大國政府にて之可否を論議したりしが日耳曼は之を不當となせ聖地土利は之れを正當し又露細亞と良しやプリンス、ミランを撒爾比亞王と稱し其州民が土國に叛きたるの舉動の理なしと雖も土國は於て其城砦を領有せんとすの條件を許すべからずとの論を持し各國自ら異議を涉り容易に結果をなさず到底土國に要求する所も其功を奏せざるの景況ありき斯の如く土國政府と六大國政府と互に異議を主張しければ遂に其議論に日を曠弛し早や既ふ九月も過ぎ十月の下旬に至

五升

れるも土國の是れぞと云ふべき大捷を獲す撒爾比亞も遮
 おと亡滅せずして居たりける是れ蓋し露國陽々平和説を
 唱へ陰々土國の威力を柔弱にして撒爾比亞の勢力の強盛
 あらんと欲し士官を送り兵士を貸与て扶助せるにより
 其戦争は何時を以て終期をすると見認めさりけりされば
 六大國と日々數多の人命を彈丸の下にお失ぬを愁ひ頻りよ
 休兵の説を主張し土國も六週日の休兵を勧めたりけれ
 土國は休兵と少なくとも六ヶ月ならざる可うらず且つ露
 國より應援の兵士を撒爾比亞に送る事を嚴禁し各兵を休
 むるに至ふは叛民の城砦を據守する事を許すべからざる

旨と陳へたり此時に方り露國と復た其六個月間休兵の議
 と拒絶し英國の建議に基き六週日休兵して足らざれと更
 に又た休兵すべき旨を主張し將官イグナチーフを土京に
 遣り休兵の議を土國政府に説かしめたと是より後ち撒爾
 比亞の兵連戰敗績して復た奈河んとも爲るとなく土國と
 兼て望みし大捷を獲たれば世人と土國政府が六大國政府
 の仲裁説を聽くを今や遲しと刮目して之れと待たりしが
 其の想像違わす十一月一日二ヶ月間の休兵に議決し土國
 政府は六大國の仲裁に立入る旨と承諾したる或と曰ふ此
 然れとも案するに翌年一日を以て此期の終り廿九日ありと

十月廿八九日等に戰報あれば是に於て六大國政府と各全權辨理公使を撰任し土京君士坦丁堡に大公會を開き講和の旨意と議するに決したり畢竟此の大公會は如何ある事を議之如何ある結果を來たすらん看官次回の分解を見て知り玉へかし

第四回

斯くて六大國政府之全權公使を特派し或は是まで此の事に與り之公使に特權と與へたり此の時方てや世上よて露國と英國の論之相柄鑿する所あふんかとの風評最も喋々たりき其故如何んと尋るに土國の政畧其宜きを得さ

るよと回教は宗徒は常に慘酷を極めて耶蘇教徒を苦しめて止まず夫の波士尼亞比日哥維納の亂撒爾比亞孟的內哥羅の叛の如きも其由て起る所と皆回教徒の慘酷を忌嫌するよ外なす故に露國の我が同宗徒あり耶蘇教徒が水火の中よ苦むを拱手傍觀するよ忍びず片時も早く安樂世界よ救出し同宗徒の義務を尽し専ら土國の政体に立入り其改革を勸めんとし又其改革たるや業已お過般巴里府おて六大國立會の上盟約したれども土國回教徒の威勢熾にし其政府も之れを制止するよ能す遂に目今の形勢に至りしなり然らと今回も只其改革は談判而已を以て足れりと

し難し必ずしも其改革れ行れんとに助力せざるへからず
 其助力たる別に策畧あるまあらざれば必ず各國の只各國
 の兵を以て波婁牙利、波士尼亞、比日哥維納の三州を占據し
 て之を監護し又州務監察使を派出して州政を司せらるむ
 ると緊切なりとの口實を以て監護兵二十万を整屯しプリ
 ソス、アルカスキ以下四名を選ひ監察使に命したり是に於
 て世人は大に驚愕し愈々露國とペートル大帝の遺志を繼
 ぎ土國を吞噬し歐地を威を振めんとするの遠望を表出せ
 り渠れの兵を以て土國の預地と占據し監察使を派出せん
 との心志は唯だ同宗徒と救ふの爲めとあらず宜く其州郡

を撫育して私恩を賣り以て己が味方となし且つ其中回教
 人の耶蘇宗徒を寇するあらん之を名義とし兵を以て土國
 と席卷せんとすると勿論なるべし然るときは英國の争う
 でか之を坐視すべけん必らずや露兵の土領に入ると禁
 じ彼の占據説を拒止するの論を主張し土國は應援すべし
 と噴く論評せり又日國も露國の異圖を抱けるとは説
 とおき英、國もては固よりの持論あれば兩國の人必穩かな
 らず恰も露國を敵視するに形勢あるを以て日國有名の
 スマールクは議事堂に登り露國皇帝と干戈を動うすと好ま
 す唯平和を旨とし耶蘇宗徒を救ふとを務むる耳と陳へ英

國にてハ女皇親カミから議院ニ臨み露國ハ異國ヘイコクあるにあらす
 と云ひ各々人心と安かしくしめんとを望み成る丈け事の安
 穩ニハ調はんと願ひ彼の鮮血川センケツカハをなま死屍山シシヤマをなすの慘
 毒ドクを避けんとを務めたる衆情漸く定まりたり爰に各大國
 の公使咸く君士坦丁堡府コンスタンチノープルに來着しけるを實ニ我が明治九
 年十二月十二日なり先づ露の公使館に於て初めて大公會
 の内會を開き露國公使將官ルシヤ公使イツナチフ席上あるを以て議
 長となり大公會ハ議案を談議するを始めたり其時土國
 政府より其議官の之ハ參座せんことを望みしかど之を許さ
 ざりし是れ蓋し内會に土國人の與かるあらば沮議シヤクギ紛論ケンロンの

恐れあるを以てなるべし而して其内會ハ如何なる議論談
 判のありしや之事最も密にして其詳細は知る能はずと雖
 ども當時報道する處を聞くニ露國ハ波婁牙利ボロヤリ波士尼亞ボスニア比
 日哥維納ビロギナの三州に監護兵を置かんことと主唱シュウカウし英國ハ土國
 に内政改革の日數を與へ其限内二州の政改革行れず政務
 宜しきを得ざる時と各國の兵と以て其三州を占據し之を
 監護すべしとの議を陳へたり然れとも前ハ言ふ如く露國
 と監護の爲とて兵二十万を整備し將マシハ波婁牙利ボロヤリへ入らん
 とするの景況なるのみならず既に四人の監察使を撰任し
 たれと其説の動かすべからざるを見て自家の説の其効な

きを察し且は成へくと事を兵に訴へずして調理せんとの意あるかもへ彼我の説を打衷し中立國の兵を以て之を占據せしむるの議と主張し漸くにして大公會の議案決定したり其議案の畧は曰く

- 一 撒爾比亞、孟的內哥羅二州と講和の事但し孟的內哥羅は比日哥維納の中一二の地方を割授し並に亞得亞海濱は一埠角をも割與すべし又撒爾比亞は全く開戰前の體に復し將來の紛亂を絶斷せんか爲め唯だ土領ツウオルユクの一小地を割授すへし
- 一 波士尼亞、比日哥維納二州と合て一州となま波斐牙

利州と分て二州となま巴幹山と以て之が境域を定むべき事

- 一 前三州の鎮臺は土國任皇帝は命を以てすべしと雖とも豫じめ六大國の允可を得るを要する事
- 一 三州は政務改革はエンドラシーの意見書並に伯林議事書お就き其條款を取捨して必ず之を行ひ且つ六大府國の監察使を置くべき事

- 一 監察使を保護の爲且つハ監護兵として歐洲中立國の兵を以て馬上邏卒として整屯せしめ之を其監察使の令に從としむべき事

六世

六大國の公使と右の如く議案と協議決定せまかば其由と
土國政府に通知し大公會の期日を照會し十二月廿三日を
以て大公會の初會と開らるべきに約をなしたり
因みに云ふ右議案中に記載せる歐洲中立國と之重に比
耳時を指稱せま者あるが比耳時政府と六大國より公然
たる請求を受けざるに先だち六大國は自國の兵を以て
他國に領地を占據すると内閣兩院ともは許可するの權
理なく又兵と波婁牙利を送り及ひ之を保つに費用に任
ずる能はず又土國皇帝も恐らくは他國の兵と己が領内
を置く事を承諾すべからざるの論を陳べ以て暗に其請

求を拒絶するの意を示したりと云

第五回

却説も土國よて之彼の有名のミダート、パツシヤは自家の
持論を主張し政体を改革し他國に内政を立入るを拒くに
汲くとして立憲政体の案文を草し之を内閣に出せしに太
政大臣メヘメツトルスガ不同意なるより土國皇帝の決
議を之を任かせしが皇帝の之れを可としたればメヘメツ
トルスガと我言の行れざるを察し職を辭したり是に於て
ミダート、パツシヤの十二月十九日を以て太政大臣の任を
拜し是より愈々政体改革の力を盡し外國の我内政に干渉

七世

するを防がん爲め更に兵備を嚴にし万一に供するの形を
顯とし同月廿三日大公會は初日を以て恭しくも獨裁擅制
の政体を廢し立憲の政体を建つる事を布告したる其立
憲政体の畧左の如し

土耳其國立憲政体の概畧

第一條

一 東帝國全部ハ分割すべからざる事

第二條

一 東帝國皇帝と同教宗徒の主宰兼東帝國總民ハ君王
ハて百事の責ハ任することあく又誹謗すべからざる者たる事

一 皇帝の特權と西洋立憲國の君主と同一なる事

第三條

一 全國の人民と其種族の何たるを論せず東帝國人と
總稱すべき事

一 各個自主の權理ハ他より犯すべからず而て國律を
以て其權理を保護すべき事

第四條

一 國家の宗教たる同教ハ勿論其他公認普通の宗教も
一切政府より保護すべき事

一 各民自由信教の特權を有する事

第五條

一 宗教の性質を負ふ國家の掟は國憲にあらざる事

第六條

一 東帝國の人民たる者は出版の自由會議の自由及び

上下兩院に建言するの權理自由教育の權理を有し

法律上に於ては各個輕重なき事

一 各個同一の權理を有するを以て其國家に盡すの義

務む於けるも亦同一なる事

一 東帝國の人民は族種階級を論せず均しく國事に與

かるを得る事

一 租税と萬民一體として差異輕重あるへからざる事

一 人民之所有物の保護と政府より受け而して各自の

居住を犯すへからざる者たる事

一 誰人たりとも國家の裁判を免るを得ざる事

第七條

一 内閣の會議と太政大臣之が主長となりて商議する

事

第八條

一 各省の卿は其主務の責を任する事

第九條

- 一 下院の議官は各省卿長の罪科を糾問せん事と望むを得る事而して之が糾問をなすに臨時上等裁判所を開設すべき事

第十條

- 一 各省より重大の考案を出す方り下院之れを抗拒するときは土國皇帝は各省の卿長を解任するか又は下院を解散すべき事

第十一條

- 一 各省の卿長と上下兩院に出席して論議に交るを得

又議官と各卿長に質疑するを得る事

第十二條

- 一 官吏を選擧すると一定不變の國憲に由るべき事
- 一 官吏を黜陟すると正當充分の道理あかるべからざる事

第十三條

- 一 官吏は假令長官の差圖ありとも國憲に悖る所爲ある時きと自かゝ其責と免うれざる事

第十四條

- 一 東帝國の國會なるものは上院下院より成り是れを

議院と唱^{なや}做^せする事

- 一 該院は毎年十一月一日より開き四ヶ月の後ち之れを閉づる事

第十五條

- 一 兩院を開く毎よ土^ど國^{こく}皇帝と開院の祝詞を兩院お出す事

第十六條

- 一 兩院の議官の議案に同意不同意且つ自己の議を自由^よに陳述すべき事

第十七條

- 一 人を選擧するの任を負ふ者と自己の選擧する代人に對^{たい}て退引^{たいしん}なすへからざるの約束を負ひしむるは禁制たる事

第十八條

- 一 國法の草案は先づ下院お出^いて其商議を遂げ畢つて土^ど院お出^いし再議を経て後ち皇帝の許可を受くべき事

第十九條

- 一 兩院の議官は土^ど國^{こく}皇帝の選^{せん}ぶ所^{しよ}に^てて官^{くわん}選^{せん}ち國中の最も名望ある者たるべき事

第二十條

- 一 上院又は下院に於て既に詮議を経たる國法案を檢して之れが同意を陳へ又は其法案の種類何たるを論せず國憲又ハ國權又は國安に觸る、者は之を拒絶するの權ある事

第二十一條

- 一 人口十萬一説に五萬とすに付き代議官即ち民選議員一名を選ぶべき事

- 一 此代議官を選ふと其の人の名を記したる票ハヤシと陰りカキ函中カキに投すべき事

第二十二條

- 一 代議官と官吏と判然區別して之れを混すへからざる事

第二十三條

- 一 下院議官は四年毎に必ず選替選替すべき但し一旦議官たりし者も再び選舉さる、と得べき事
- 一 下院の議官解放さる、事ある時と其日より後六ヶ月内に新ふ議官を選定し更ニ開院する事

第二十四條

- 一 下院の會議は衆人皆傍聽するを得べき事

第二十五條

- 一 開院の周即ち月間は下院の許諾なく代議官を逮捕し又わ之に刑を加ふるを許さざる事

第二十六條

- 一 代議官を國法案を可否するに之章を以てし歳額金を可否するに之篇を以てすべき事

第二十七條

- 一 裁判官を猥りに黜陟すべからざる事
- 一 諸人裁判所の吟味を傍聽するを得べき事
- 一 被告人之代言人を以て辨護させむると自由たるべ

き事

- 一 罪科處分の斷案を布告すべき事
- 一 裁判上此事と他より嘴を容るゝを許さゝる事
- 一 裁判所の權限を確定すべき事
- 一 例外の裁判所を設け又之制外の檢事を置く事を禁する事
- 一 警視廳を開設すべき事

第二十八條

- 一 各省の卿長又之上等裁判所の法官又は乘輦を犯かせし者又之逆黨を吟味する爲め臨時上等裁判所を

開くときは有名の法律家或は上等官吏各省の卿輔等を選
ひて之が法官とすべき事

第二十九條

一 國憲を以て確定せしもの、外更に租税を収ぎむるの
法を設定し又之を暫教間賦課する等となかる
べき事

第三十條

一 開院の首席に於て各省の定額を論議決定すべき事
一 其定額と唯一ヶ年を以て限りとすべき事

第三十一條

一 各省よて後來一年間定額の豫算と議定せば法案に
倣ひ之か内譯書を作り之を下院へ差出すべき事

第三十二條

一 検査院にては國庫會計の決算書を作り下院にて年
毎よ之れを出し土國皇帝にて三ヶ月毎ふ之れを出
し大藏の實狀を報奏すべき事

第三十三條

一 検査院の委員と下院の決議と經たるにあらされは
擅ほろまよ轉易黜陟てんいするを得ざる事

第三十四條

一 地方事務之分權の基礎を擴張するを旨とすへき事

第三十五條

一 各州主事を民選之州務を商議検査せしむへき事

一 各郡代辨事を民選し各自社會の要務を辨するに供すへき事

一 各區區長を民選し區務を管理せしむへき事

第三十六條

一 小學教育に於ては人民其督促の制を免かるを得ざる事

第三十七條

一 國憲を明解すると其事實に由り上等裁判所又は元老院又は上院其責に任すへき事

第三十八條

一 國憲の變草之各省又ハ兩院の首唱に據らざるべからざる事

一 該變草に付き兩院の可否を定むると多寡に由るべき事

一 該變草は必ず皇帝の承允を経ざるべからざる事
編者云一説に據るに右の分更に左の三款を載せられたれば之れを記して看客の参照に供す

四十五

第一 下院の議官たる者は辱かしむるへからざる事
 第二 下院の議官を十一月より三月まで開院四ヶ月間の給俸として四千六百フランシ凡八百五十圓を得る事
 第三 上院議官を皇帝の選む處にして終生其職を居り毎月二千三百フランシ凡四百二十五圓の給俸を得る事
 斯の如く業已る土國と自から其政体と改良し外國より其内政に隊を指入るべからざるの豫防を旋せり而して今回土國が英斷を以て布告去たる右に立憲政体と目今英國佛國にて行とる、憲法の良處に基き編成したりし者と雖も當時土國に於ける世は半開化を以て稱せらる、國なれば

五十五

其政体は行はる、や否も至りてと我輩を確定の説を下す能はず且つ彼の六大國は既ち首唱をし意見あれば曾議決定せし件々の土國內政を關涉する者を土國を去て施行せしめんと欲するが故に歐地各國之土國が該舉を賞讚歎美する者はなかりきされとも該變革の土國人心を結合強壯にしたると些少の事にあらず而して世は慘戲を演ずるに至りしも亦た該舉よりすと雖とも六大國の説議の我が榮譽を害する者を拒絶するの義心を生發せしも亦該舉よわふや其の剛志英斷力も至りては我輩の大に之を讚美せざるを得ざるなり

露土戰圖記卷之一終

大日本製

1	冊
25	冊
41	冊

大日本製

明治十一年三月十八日出版御届

岡山縣士族

定價十五錢

抄譯人

富山 柴人

當時兵庫縣下攝津國第一區神戸下山手通六丁目四十三番地十三番寄留

岡山縣士族

鹽田 庸人

當時大阪府下第六大區三小區曾根崎村七十番地寄留

大阪高麗橋五丁目廿五番地

山本 久造

同 心齋橋南久寶寺町

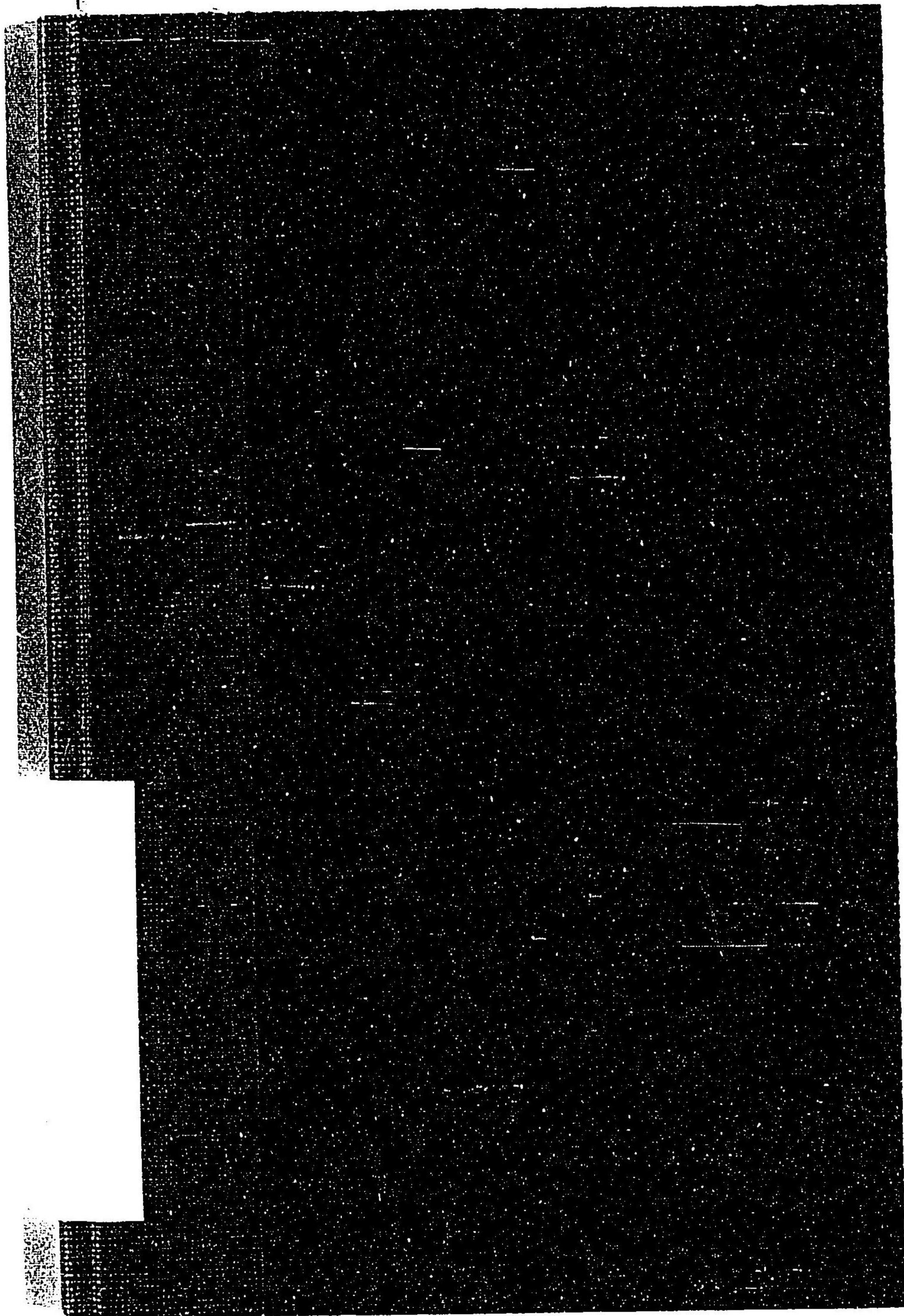
前川 善兵衛

出版人

發行

書林

函架



特46

642

露土戦記

巻の一

国立国会図書館

003812-001-0

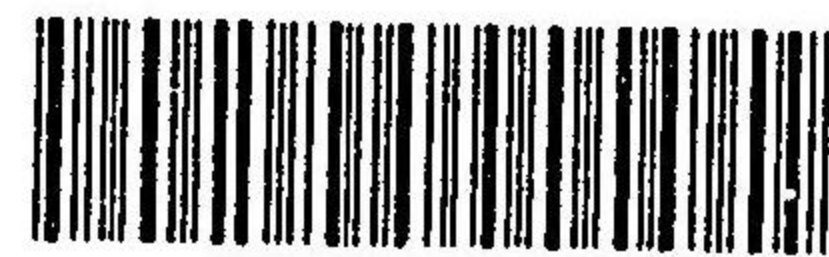
特46-642

露土戦記

富山 柴人/抄訳

M11

ACD-0573



特46
642